

九都県市省エネ家電買替キャンペーン及び省エネ家電買替啓発に係る宣伝企画業務委託企画提案競技実施要項

1 趣 旨

この要項は、「九都県市省エネ家電買替キャンペーン及び省エネ家電買替啓発に係る宣伝企画業務委託」を行う事業者を、企画提案競技方式（書面審査）により選考するための手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目 的

九都県市首脳会議環境問題対策委員会では、家庭部門での二酸化炭素排出量削減を目的として、令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間、九都県市内（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）に在住する省エネ型のエアコン又は冷蔵庫に買い替えた方を対象に、抽選で賞品をプレゼントするキャンペーンを実施している。

本キャンペーンは、家電買替の意義及び効果等の住民への周知を視野に入れたものであるため、より多くの住民に情報が届くよう、SNS等を活用した広告宣伝を実施する。

3 委託業務

- (1) 件 名 九都県市省エネ家電買替キャンペーン及び省エネ家電買替啓発に係る宣伝企画業務委託
- (2) 内 容 別紙「九都県市省エネ家電買替キャンペーン及び省エネ家電買替啓発に係る宣伝企画業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和5年3月17日(金)まで
- (4) 委託料 4,950,000円（消費税込）を上限とする。
なお、業務委託料は全ての業務が完了した後に支払うこととする。

4 受注者の選定方法

公募型プロポーザル形式で行う。

5 応募資格

参加を希望する者は、次の(1)、(2)の条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 平成29年度から令和3年度までに、本業務内容に類似する契約実績があること。
- (2) 以下のアからソまでのいずれにも該当しないこと。

ただし、カ〜クについて、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条又は地方税法附則第59条による猶予制度の適用を受けている場合はこの限りでない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- ウ 企画提案書提出期限前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- カ 九都県市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、都税、県税または市税（延滞金を含む）を完納していない者
- キ 九都県市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- ク 法人税等並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- ケ 九都県市内で入札に係る要領等に基づく指名停止措置等を受けている者
- コ 役員等（法人の代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- サ 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- シ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ス 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- セ 役員等が、暴力団、暴力団員又は(コ)から(ス)に該当する法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- ソ 九都県市内の暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

6 スケジュール（予定）

- (1) 参加申込受付開始 令和4年10月26日（水）
- (2) 質問書の受付締切 令和4年11月4日（金） 午後5時まで
- (3) 質問書の回答 令和4年11月7日（月）
- (4) 参加申込受付締切 令和4年11月2日（水） 午後5時まで
- (5) 参加資格確認結果通知 令和4年11月4日（金）
- (6) 企画提案書の提出 令和4年11月11日（金） 午後3時まで

(7) 選定結果の通知 令和4年11月15日(火)

7 参加申込

(1) 参加申込受付期間 令和4年11月2日(水) 午後5時まで(必着)
(受付時間:土曜、日曜、祝日を除く平日の午前9時から午後5時)

(2) 提出方法 埼玉県第3庁舎2階温暖化対策課まで持参又は郵送すること。
提出先は10(4)のとおり。

(3) 参加申込に必要な書類

ア 参加申込書(様式1)

イ 誓約書(様式2)

ウ 平成29年度から令和3年度までに、本業務内容に類似する契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 参加資格確認結果通知の送付

上記により提出を受けた書類に基づき、参加資格の確認を行い、令和4年11月4日(金)までに、企画提案選考会への参加の可否について、電子メール及び書面により通知する。

8 質問書の受付

本件募集では、説明会を実施しないため、本実施要項及び仕様書等の内容について、不明な点が生じた場合には、下記により質問すること。

(1) 受付期間 令和4年11月4日(金)午後5時まで

(2) 質問方法 「質問書」(様式3)により、電子メールで以下宛先へ送信すること。
埼玉県環境部温暖化対策課: a3030-01@pref.saitama.lg.jp

(3) 回答方法 参加資格を有する全事業者に電子メールで回答する。

9 企画提案内容

別紙「九都県市省エネ家電買替キャンペーン及び省エネ家電買替啓発に係る宣伝企画業務委託仕様書」の内容を十分に踏まえ、以下の業務について企画提案をすること。

ア SNS等での省エネ家電買替キャンペーン周知拡大手法

イ 広報手段(ウェブサイト、SNSなど)、広告掲載時期、広告回数

ウ その他効果的な広報

10 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和4年11月11日(金)午後3時まで(必着)
(受付時間:土曜、日曜、祝日を除く平日の午前9時から午後5時)

(2) 提出物

ア 企画提案書 2部(正本1部、副本1部(写し可))

内 訳(ア) 企画の概要・要旨等 A4判(縦長・横長どちらでも可)

「9 企画提案内容」について、企画の趣旨及び具体的な事業内容を説明したもの

(イ) 広報計画・スケジュール

(ウ) 広報手段、広告掲載時期、広告回数等

ウ 見積書 1部(積算内訳添付)

(3) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

(4) 提出先

《持参・郵送》

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 第3庁舎2階

埼玉県環境部温暖化対策課 総務・エコライフ推進担当 宛て

電話 048-830-3033

(5) 郵送する場合

○提出書類は、書留郵便により送付すること。書留郵便によらない場合は失格となる。

○提出書類の到着期限は、令和4年11月11日(金)午後3時までとし、期限までに提出先に到着しない場合は失格となる。

○郵送に要する費用については、すべて応募者の負担とする。

○提出書類のいった封筒の表には、朱書きで「企画提案書在中」と記載すること。

(6) 持参する場合

○提出先に直接持参すること。

○提出期限は、令和4年11月11日(金)午後3時までとする。提出期限後は受け付けない。

(7) その他

ア 企画提案書の作成に係る経費については、提案者の負担とする。

イ 企画提案は、各社1案とする。

ウ 提出された企画提案書は、返却しない。

エ 企画提案書は、審査終了後、公表されることがある。

オ 事故等について九都県市では責任を負わない。書類の不備により受理できない場合も同様とする。

11 選考方法

(1) 九都県市首脳会議環境問題対策委員会内に設置する、選考委員会において審査を行う。

(2) 選定基準については、以下のとおりとする。

項目	製作趣旨との整合性	意識啓発効果	広報	経費見積の適切性	業務実績
評価基準	本事業の趣旨を十分理解した上で、作成されたものであるか。	オリジナリティがあり、省エネ家電買替効果についての認知度向上が図れるものとなるか。	事業を広く周知・広報できる手法か。	業務に見合った内容で、適切に経費が見積もられているか。	過去の実績等を踏まえ、経験を生かした業務履行となるか。
委員採点	各項目、0から5点まで1点単位で採点する。(最高点が5点)				

(3) 審査方法については、以下のとおりとする。

- ア 採点者毎にそれぞれの企画案について合計点を求め、最高点を獲得した企画案に1票が入る。
- イ 票を最も多く獲得した企画案に決定する。
- ウ 最多票数の企画案が複数ある場合には、それらの企画案について、再度1回に限りア～イの審査を行う。
- エ ウによっても優劣がつかない場合には、見積金額が一番低い企画案に決定する。
- オ エによっても企画案が決定しない場合は、くじ引きにより決定する。
- カ 応募した者が1者の場合は、上記と同様に審査を行い、採点者の平均得点が15点以上となった場合に採用とする。

(4) 応募した者が、次の事項に該当した場合は、失格とする。

- ア 参加申込書、誓約書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合
- イ 見積額が3(4)に記載する委託料を超過した場合
- ウ その他、応募した者が委託業務を遂行するにあたり、著しい問題があると九都県市首脳会議環境問題対策委員会が判断した場合

1.2 結果通知について

令和4年11月15日(火)までに結果を通知する。

1.3 参考資料

九都県市「省エネ家電買替キャンペーン」ウェブサイト
(<http://www.tokenshi-kankyo.jp/eco-recycle/>)

1.4 その他

財務に関する手続きは、埼玉県財務規則に準ずる。

担当：埼玉県環境部温暖化対策課

総務・エコライフ推進担当 畠中・島崎

電話：048-830-3033

FAX：048-830-4777

メール：a3030-01@pref.saitama.lg.jp